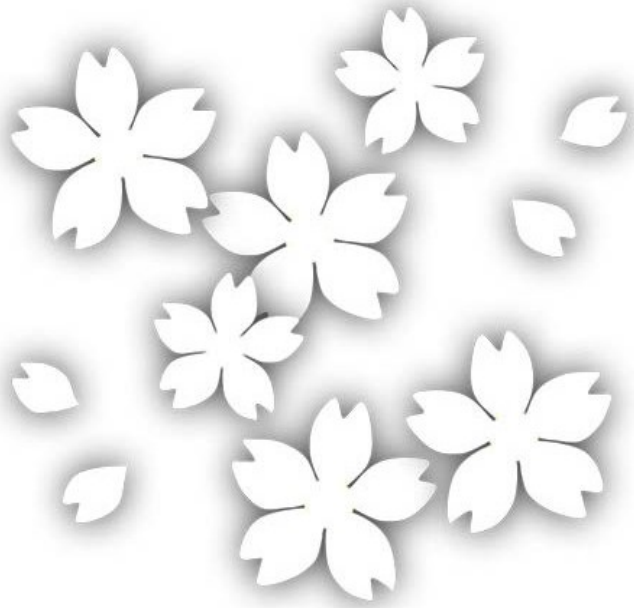


桜坂自治会規約



桜坂自治会規約

(制定:平成24年4月15日、最終改訂:平成28年5月6日)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、桜坂自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2)区域内の美化・清掃等環境の整備
- (3)集会施設の維持管理・運営
- (4)会員の文化・体育および福利厚生
- (5)子ども会等各種団体との連絡協調
- (6)その他目的達成に必要な事項

(区域)

第3条 本会の区域は 大分市希望が丘の全域(別表に定める区域)とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、桜坂公民館に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会の議決に基づく一戸あたりの会費を別に定める方法で納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2)本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員及び班長

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1)会長 | 1人 |
| (2)副会長 | 1人 |
| (3)会計 | 1人 |
| (4)執行委員 | 4人 |
| (5)監査 | 1人 |

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることは、できない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計及び資産の状況を把握する。

4 執行役員は、会長を補佐するとともに、会の円滑な運営に必要と認められる職務を分掌する。

5 監査は、次に掲げる業務を行う。

(1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3)会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び班長)

第13条 本会の運営を円滑に行うため、原則として15戸から20戸程度単位で班を組織し、各班に班長1名を置く。

(班長の職務)

第14条 班長は、所属班を代表し、全員の意見、要望等を集約するとともに、回覧版の回付、伝達事項等の徹底を図る。

2 班長は、所属班の自治会費等を徴収する。

(班長の選任及び任期)

第15条 班長の選任は、班の自主性によるものとし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、役員と班長とを相互に兼ねることは、できない。

(機関)

第 16 条 本会に、次の機関を置く。

- (1)総会
- (2)役員会
- (3)運営委員会

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 17 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は、世帯の代表者をもって構成する。(以下、構成員という)

(総会の権能)

第 19 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年度決算終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2)全構成員の五分之一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3)第 11 条第 5 項第 4 号の規定により監査から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した構成員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、構成員の二分之一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第 25 条 構成員は総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権)

第 26 条 やむを得ず総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項の全てについて、書面をもって総会出席構成員に表決等の権限を委任することができる。

2 前項の場合における第 23 条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 28 条 役員会は、監査を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第 29 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 30 条 役員会は会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 31 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第 32 条 役員会には、第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 27 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「構成員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第 33 条 運営委員会は、役員(監査を除く)、班長および必要と思われる関係者をもって構成する。

(運営委員会の機能)

第 34 条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1)役員会において、運営委員会に諮る必要があると認められた事項
- (2)その他、本会の運営上必要な事項

(運営委員会の招集等)

第 35 条 運営委員会には、第 30 条、第 31 条および第 32 条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「役員会」とあるのは「運営委員会」と、「役員」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産及び会計収入)

第 36 条 本会の資産及び会計収入は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録記載の資産
- (2)会費
- (3)臨時徴収費
- (4)寄付金
- (5)活動に伴う収入
- (6)その他の収入

(経費の運用)

第 37 条 本会の経費は、第 36 条の収入をもって運用する。

(資産の管理)

第 38 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 39 条 本会の資産で第 36 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において三分の二以上の議決を要する。

(会費の納期等)

第 40 条 本会の会費は、5 月に当該年度分(4~3 月分)を一括して納入する。班長は、5 月 20 日までに会費を徴収し、5 月 22 日までに会計に納入する。

ただし、新入居の場合は、入居の月から起算し、当該年度末までの月数相当分を、入会后速やかに徴収する。

また、退会の場合は、退会の翌月以降分の会費を返却する。

2 臨時徴収金は、総会で議決した金額とする。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及び予算は、役員会が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(活動費)

第43条 役員活動費は、総会で議決した金額を役員会で議決した期間内に支給する。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第45条 この規約は、総会において総構成員の四分之三以上の議決を得、かつ、大分市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第46条 地方自治法第260条の2の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総構成員の四分之三以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総構成員の四分之三以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第48条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第 49 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 この規約の一部を改訂し、平成 26 年 4 月 19 日から実施する。
- 3 この規約の一部を改訂し、平成 27 年 4 月 12 日から実施する。
- 4 この規約の一部を改訂し、平成 28 年 5 月 6 日から実施する。